

霧島市条例第9号
平成31年3月18日

霧島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第1条 霧島市職員の給与に関する条例（平成17年霧島市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「宿日直勤務」の次に「(次項の勤務を除く。)」を加え、「4,200円」を「4,400円」に、「、市長が別に定める基準により宿日直手当を」を「規則で定める額を宿日直手当として」に改め、同項ただし書中「6,300円」を「6,600円」に、「、市長が」を「規則で」に改め、同条第2項中「前項の」を削り、「宿日直勤務を」を「ものを」に、「21,000円」を「22,000円」に改める。

第18条第2項第1号中「100分の90」を「6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5」に改め、同条第5項中「次条において同じ。」から「次条第3項第3号において同じ。」からに、「同項」を「第18条第1項」に、「次条において同じ。）」を「次条第1項において同じ。）」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900
7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	

8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700
9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100
10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800
11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400
12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100
13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500
14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800
15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000
16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400
17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200
18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200
19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100
20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900
21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800
22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600
23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400
24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300
25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100
26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600
27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100
28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700
29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300
30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600
31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900
32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100
33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300
34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600
35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900
36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200

46	211, 100	260, 900	303, 900	349, 600	370, 300	397, 500	439, 000
47	212, 400	262, 300	305, 500	351, 100	371, 200	398, 200	439, 400
48	213, 700	263, 600	307, 200	352, 600	372, 100	398, 900	440, 100
49	214, 800	264, 700	308, 100	354, 200	373, 000	399, 500	440, 600
50	215, 900	265, 800	309, 600	355, 000	373, 800	400, 100	441, 000
51	216, 900	267, 100	311, 100	356, 200	374, 600	400, 600	441, 400
52	218, 000	268, 400	312, 700	357, 200	375, 400	401, 000	441, 800
53	219, 100	269, 400	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400	442, 200
54	220, 100	270, 500	315, 900	359, 200	376, 800	401, 700	442, 600
55	221, 000	271, 800	317, 500	360, 100	377, 500	402, 000	443, 000
56	222, 000	273, 100	319, 000	361, 200	378, 200	402, 300	443, 300
57	222, 400	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700	402, 600	443, 600
58	223, 300	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900	444, 000
59	224, 100	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200	444, 300
60	224, 900	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500	444, 600
61	225, 600	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800	444, 900
62	226, 600	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100	
63	227, 400	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400	
64	228, 300	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700	
65	229, 000	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000	
66	229, 800	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300	
67	230, 700	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600	
68	231, 700	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900	
69	232, 400	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100	
70	233, 100	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400	
71	233, 700	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700	
72	234, 500	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000	
73	235, 300	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200	
74	236, 000	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500	
75	236, 700	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800	
76	237, 300	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000	
77	238, 000	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200	
78	238, 800	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500	
79	239, 600	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800	
80	240, 300	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000	
81	240, 800	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200	
82	241, 500	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500	
83	242, 200	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800	

84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			
105		298,300	346,800			
106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000			
109		299,500	348,500			
110		299,900	348,900			
111		300,300	349,200			
112		300,600	349,500			
113		300,800	350,000			
114		301,000				
115		301,300				
116		301,700				
117		301,900				
118		302,100				
119		302,400				
120		302,700				
121		303,100				

	122		303,300					
	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

第2条 霧島市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「地域手当」の次に「、単身赴任手当」を加える。

第8条の3を次のように改める。

(住居手当)

第8条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（市が設置する有料公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。）
- (2) 第8条の5第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（市が設置する有料公舎その他規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

- (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第8条の4の次に次の1条を加える。

(単身赴任手当)

第8条の5 公署を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らし

て困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額、30,000円(規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額)とする。
- 3 国家公務員、他の地方公共団体の職員その他市長が定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第17条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の130」に、同条第3項中「「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」を「「100分の130」とあるのは「100分の72.5」」に改める。

第18条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95」を「100分の92.5」に、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5」を「100分の45」に改める。

第3条 霧島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成30年霧島市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額(円)
1	374,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

第4条第4項中「の定める」を「で定める」に改める。

第5条第1項中「第8条の3」の次に「、第11条から第12条の2まで」を加え、同条第2項中「「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の165」を「「100分の122.5」とあるのは「100分の165」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の170」」に改める。

第4条 霧島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の165」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の170」を「100分の130」とあるのは「100分の167.5」に改める。

第5条 霧島市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年霧島市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「住居手当」の次に「、地域手当、単身赴任手当」を加える。

第7条の次に次の2条を加える。

（地域手当）

第7条の2 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して規則で定める地域に在勤する職員に支給する。

（単身赴任手当）

第7条の3 単身赴任手当は、公署を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

第18条中「第7条」の次に「、第7条の2」を加える。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第5条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の霧島市職員の給与に関する条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

3 第3条の規定による改正後の霧島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次条において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成30年6月29日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の霧島市職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の霧島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。